

令和元年度第 13 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年 10 月 8 日

担当部・課：産業部商工課〔内線 3525〕

① 件名
第 2 期石巻市中心市街地活性化基本計画掲載事業の一部変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本市では現在、平成 27 年 1 月に内閣総理大臣の認定を受けた第 2 期中心市街地活性化基本計画（計画期間：平成 27 年 1 月～平成 32 年 3 月）に基づき、中心市街地における都市機能の回復及び更なる活性化を目指している。</p> <p>【目的】</p> <p>計画掲載事業の進捗状況に合わせて、記載内容を変更し、内閣総理大臣の認定を受けるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）</p> <p>〔震災復興基本計画との整合性 基本計画の位置付け：有・無〕</p> <p>石巻市震災復興基本計画実施計画 施策大綱 3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる 2 川とともに生きる (1) 中心市街地商店街の復旧・復興</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 27 年 1 月 第 2 期石巻市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定</p> <p>平成 28 年 3 月 計画記載事項の変更認定</p> <p>平成 29 年 3 月 計画記載事項の変更認定</p> <p>平成 30 年 3 月 計画記載事項の変更認定</p> <p>平成 31 年 3 月 計画記載事項の変更認定</p> <p>令和 元年 9 月 内閣府地方創生推進事務局と事前相談</p>
⑤ 主な内容
<p>以下の 5 事業について記載内容を変更するもの。なお、計画の基本的事項（計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等）に関する変更は行わない。</p> <p>1 主な変更点（計 4 件）</p> <p>(1) 支援措置の追加：2 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かわまちづくり整備事業（水辺の緑のプロムナード） 支援措置「復興交付金（暮らし・にぎわい再生事業・効果促進事業）」の追加 ・石ノ森萬画館実施事業 支援措置「中心市街地活性化ソフト事業」の追加 <p>(2) 支援措置の変更：2 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市子どもセンター事業 支援措置の変更（「中心市街地活性化ソフト事業」→「子ども・子育て支援交付金」） ・マンガロード整備事業 支援措置の変更（「地域商業自立促進事業」→「宮城県商店街再生加速化支援事業費補助金」） <p>2 その他の変更点（1 件）</p> <p>事業実施時期の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻駅周辺整備事業 事業実施期間の延長（～平成 31 年度→～平成 32 年度）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 事業の進捗状況に合わせた記載内容に変更することにより、市民に対する正確な情報発信が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和元年 10月 石巻市中心市街地活性化協議会理事会において意見聴取 同月下旬 内閣総理大臣変更認定申請 11月下旬 内閣総理大臣変更認定予定</p>
⑨ その他
<p>石巻市中心市街地活性化協議会の事務局は、石巻商工会議所が担っている。</p>